

【築地本願寺合同墓使用約款】

(目的)

第1条

「築地本願寺合同墓使用約款（以下「本約款」という。）」は、築地本願寺合同墓（以下「合同墓」という。）の使用について明確な基準を定め、以て合同墓運営の円滑化を図ることを目的とする。

(管理者)

第2条

合同墓の管理受託者は、築地本願寺とする。

- 2 管理受託者は、国の法令の定めるところに従い、合同墓についての業務を行い、必要な図面及び書類を整備し合同墓管理の適正を期すものとする。

(使用の目的)

第3条

合同墓の使用は、遺骨の安置を目的とする。

(委託者)

第4条

合同墓への納骨を管理委託する者（以下「委託者」という。）は、成人に限る。

- 2 委託者は、浄土真宗本願寺派の教義を尊重し、申込み以後の法要を浄土真宗本願寺派の儀礼にて行うことに同意する。
- 3 委託者は、納骨の対象者（以下「収蔵予定者」という。）を明示したうえで予め管理受託者の許可を受けなければならない。なお、収蔵予定者・区画の変更等は認めないものとする。
- 4 合同墓収蔵予定者が存命の場合、合同墓管理委託の申込者は、合同墓収蔵予定者本人（法定代理権を有する者を含む）又は任意後見人に限る。
- 5 合同墓収蔵予定者が故人の場合、合同墓管理委託の申込者は、祭祀承継者及び死後事務受任者その他管理受託者が認めたものに限る。
- 6 合同墓収蔵予定者・管理委託者は反社会的勢力（暴力団でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋等）に該当しない者に限る。
- 7 管理受託者は、合同墓収蔵予定者又は管理委託者が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告その他の手続きを要することなく、合同墓

管理受託を解約することができる。その場合、管理受託者は合同墓収蔵予定者・管理委託者の損害賠償の責を負わない。

- 8 前各項に定めるほか、管理受託者が相当でないと認めたときは、管理委託を許可せず、又は後記の利用契約を中途解約できるものとする。

(合同墓管理委託冥加金及び永代経懇志)

第5条

委託者は、合同墓管理委託冥加金を納付しなければならない。又、永代経を同時に申し込んだ場合は、永代経懇志を納付しなければならない。

- 2 既納の合同墓管理委託冥加金及び永代経懇志はいかなる理由であろうとも一切返還しない。但し、本約款に別段の定めがある場合は、当該定めによる。
- 3 合同墓管理委託冥加金及び永代経懇志の金額並びに納付方法は、管理受託者の定めるところによる。
- 4 合同墓管理委託冥加金及び永代経懇志の納付は、やむを得ない事由により第三者から納付される場合においても、委託者による納付とみなされ、受納証は同人を宛名として発行される。なお、管理受託者以外は、納付について異議を述べることはできない。

(委託者による利用契約の中途解約)

第6条

委託者が利用契約を中途解約する場合、管理受託者所定の書面を管理受託者に提出しなければならない。

- 2 委託者が利用契約を中途解約された場合であっても、管理受託者は委託者へ既納の遺骨を返還する義務を負わない。
- 3 委託者は、利用契約が中途解約された場合であっても、利用規約に定める刻銘の削除を求めることができない。但し、管理受託者は、利用契約が終了した場合、その裁量により、刻銘の削除をすることができる。この場合において、当該契約の終了が委託者の責めに帰すべき事由によるときは、委託者は、刻銘の削除の費用を負担しなければならない。

(管理受託者による利用契約の中途解約)

第7条

管理受託者は、委託者が改姓・改名の変更手続きを怠り、個人の特特定が困難となったときは、利用契約上の義務を履行しないものとする。この場合、管理受託者は委託者に対して合同墓管理委託冥加金の返還義務を負わない。

(損害賠償)

第8条

管理受託者又は委託者が本契約に違反して相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償する責任を負う。

(解除)

第9条

管理受託者は、委託者に次の各号の何れかに該当する事由が生じたときは、何らの催告なしに利用契約の全部又は一部を解除することができる。

(1)重大な過失又は背信行為があったとき

(2)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に事業活動を支配されるに至ったとき

(3)その他利用契約を継続し難い重大な事由が生じたとき

- 2 管理受託者は、前項の規定により利用契約を解除した場合、これにより委託者に損害が生じた場合でも、これを賠償する責任を負わない。
- 3 管理受託者は、委託者の債務不履行が相当の期間を定めてなした催告後も是正されないときは、利用契約の全部又は一部を解除することができる。
- 4 委託者は、管理受託者が故意又は重大な過失により利用契約上の義務を履行しない場合に限り、前項の例により、利用契約の全部又は一部を解除することができる。管理受託者は、この場合に限り合同墓管理委託冥加金及び永代経懇志の返還義務を負う。

(免責事項)

第10条

管理受託者は、火災、地震、戦争、法改正、疫病その他管理受託者の責めに帰すことのできない事由により利用契約上の義務を履行できない場合、管理受託者は、利用契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 前項による契約解除の場合、管理受託者は委託者に対して損害を賠償する義務を負わない。

(契約終了時の措置)

第11条

管理受託者は、利用契約が終了した場合でも、遺骨を返却しない。

(合同墓の使用細則)

第12条

合同墓における管理委託の手続きその他の必要な事項は、築地本願寺合同墓使用細則（以下「使用細則」という。）及び築地本願寺合同墓利用規約（以下「利用規約」という。）その他の諸規定に定める。なお、本約款、使用細則及び利用規約の内容に矛盾抵触が生じた場合、時的前後関係に関わらず、本約款が優先して適用され、次いで使用細則、利用規約の順に優先して適用されるものとする。

(約款に定めない事項)

第13条

前各条に定めない事項が生じた場合については、法令の定めるところによるほか、その都度管理受託者が定める。

(合同墓の規定変更)

第14条

管理受託者は、本約款及びこれに付随する規定の内容を変更することができる。この場合、管理受託者は、変更後の内容をホームページへの掲載その他の方法により公表する。

附 則

本約款は、2017（平成29）年11月8日から施行する。

改正 2020（令和2）年9月29日

2021（令和3）年3月15日

2021（令和3）年12月16日

2024（令和6）年3月1日

2025（令和7）年9月1日

以 上